

いわて知的財産権セミナー2016
知的財産権制度の活用による
「三陸沿岸地域の農林水産物と食文化」のブランド化
— 地域団体商標、地理的表示(GI)の効果的な活用方法を解説します！ —
【主催】岩手県、日本弁理士会、(一社)岩手県発明協会
【協力】日本弁理士会知的財産支援センター

- ◆ 日 時：平成28年10月21日（金） 13:00～15:50（セミナー）
16:00～17:00（相談会）
- ◆ 会 場：岩手大学釜石サテライト 1F セミナー室（釜石市平田第3地割75-1）
- ◆ 定 員：50名（先着順）
※主な対象：農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所・商工会、
県広域振興局及び市町、金融機関、大学関係機関などの役職員の皆様
- ◆ 参加料：無料
- ◆ 申込み：事前のお申込みが必要です。詳細は、裏面をご覧ください。

【講師略歴】



えるだ法律特許事務所 弁理士 大久保 秀人 氏

信州大学繊維学部感性工学科卒業。

弁理士試験合格。

法律事務所、法律特許事務所を経て、現事務所所属。

平成27年から地理的表示保護制度活用支援中央窓口（GIサポートデスク）の
沖縄ブロック統括アドバイザー。

日本弁理士会知的財産支援センター運営委員。

【講義内容】

地域ブランドを保護する制度として、主に「地域団体商標制度」（平成18年4月施行）と「地理的表示保護制度」（平成27年6月施行）が活用されています。特に地域団体商標制度では、過去10年に亘って全国で1,100件を超える出願があり、地域ブランドの認知度向上に活用されてきました。また、昨年は地理的表示保護制度も施行され、同制度は1年余りで約60件の伝統と特色ある地域産品が申請されていることから、地域ブランドへの関心の高さが窺えます。

しかし、その一方で、地域団体商標制度による登録は600件を僅かに超える程度で約半数しか登録されておらず、地理的表示保護制度の登録は17件のみとなっています。

そこで、本セミナーでは、登録が認められなかった事例を参考に、三陸沿岸の特色ある地域ブランドを登録させるための事前の取り組み方法とともに登録後の活用方法についてお話しし、知的財産保護制度を活用した地域ブランドの効果的な育て方を解説します。

お申込みについては、裏面をご覧ください！

【お問い合わせ・お申込み先】

申込みは
Fax、郵送
で！
Eメールの

■一般社団法人岩手県発明協会 担当者：佐々木（ささき）

所在地：〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-25

Tel 019-634-0684 Fax 019-631-1010

eメール associ3@iwate-hatsumei.org (佐々木)

・事前にお申込みが必要です。

・お申込みは、下記の申込書をFax、郵送でお申込みください。

・eメールでお申込みされる場合は、担当者佐々木宛て上記アドレスに申込書に記載された事項を記入若しくは記載した申込書をPDFとして送付してください。

いわて知的財産権セミナー2016

知的財産権制度の活用による

「三陸沿岸地域の農林水産物と食文化」のブランド化 申込書

※ 取り扱う個人データの漏えい、滅失又は個人データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講じております。

氏 名			
会 社 名			
所属・役職名			
住 所			
電話番号		Fax	
E-Mail			
個別相談 希望の有無	☐ 個別相談を希望する ☐ 個別相談は希望しない ※ いずれかに☑を付けてください。 内容： 簡単にご記載ください。		